

国営かんがい排水事業 <公共>

【令和7年度予算概算決定額 98,916 (101,885) 百万円】
【令和6年度補正予算額 20,944百万円】

<対策のポイント>

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

<事業目標>

- 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
- 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

- ・ 低炭素農業水利システム構築事業の末端支配面積要件（畑）を緩和
- ・ 国営流域治水対策事業を創設（国営洪水調節機能強化事業を廃止）
- ・ かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策の対象施設を追加
- ・ かんがい排水事業と一体的に行う豪雨災害対策の整備水準に係る規定を見直し

1 一般型

- ・ 地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用排水施設の整備
【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2 特別型

- ・ 高収益作物の導入・転換に必要な汎用化・畑地化を行うための整備
- ・ 担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
- ・ 流域治水プロジェクトに位置付けられた施設の整備
- ・ 老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
- ・ 突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
- ・ 小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進

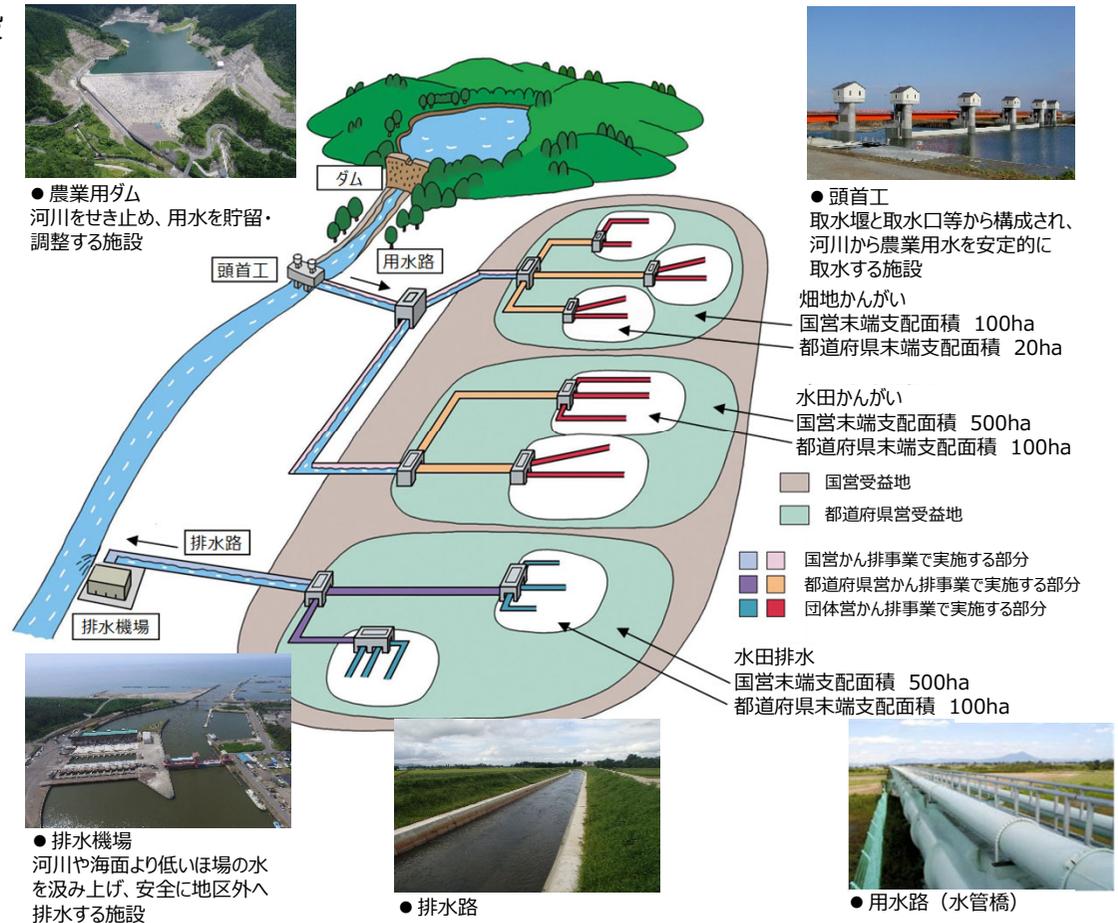
【実施要件】受益面積500ha以上 等

<事業実施主体>

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

※ 下線部は拡充内容

<事業イメージ>



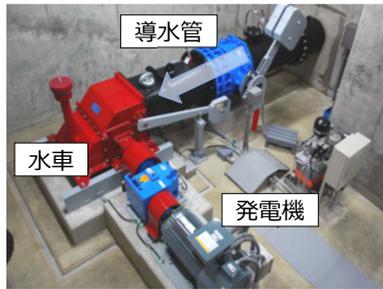
【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-6744-2206)

国営かんがい排水事業（拡充）

～低炭素型の農業水利システムへの移行を推進～

- 2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、農業水利施設の省エネ化・再エネ利用をより一層推進する必要。
- このため、小水力等発電施設の導入や省エネルギー化に資する高効率設備への更新等の取組を強化し、低炭素型の農業水利システムへの移行を加速。

小水力等発電施設の導入



農業水利施設の省エネルギー化

高効率設備への更新

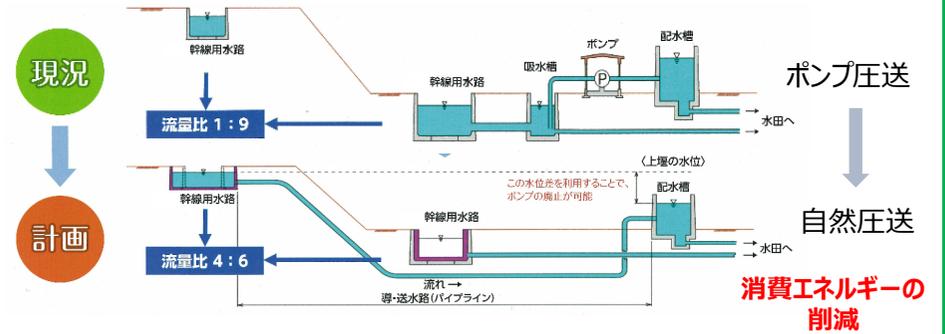
- ポンプの高効率化



- 省エネ化のための機器導入

- ・インバータ制御の導入
(モーターの回転速度を制御し使用電力を削減)
- ・進相コンデンサの導入
(モーター使用時等の無効電力を減らし使用電力を削減)

用排水計画・施設計画の見直し



水管理システムの高度化による巡視の削減



実施要件（国営低炭素農業水利システム構築事業）

- (1) 受益面積 500ha以上（畑については100ha以上）
- (2) 省エネ化・再エネ利用に係る計画を策定すること
- (3) 総事業費 2,000万円以上
- (4) 末端支配面積 100ha以上まで実施可能（畑については末端支配面積 20ha以上まで実施可能）

国費率

一般施設：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%等
 基幹施設：農林水産省 70%、北海道・離島 85%、沖縄・奄美 90%等

※ 基幹施設（国費率70%等）を整備する際に、当該基幹施設の維持管理費軽減のための発電施設を合わせて整備する場合は、その施設については基幹施設と一体のものとして区分する。

事業実施主体
国

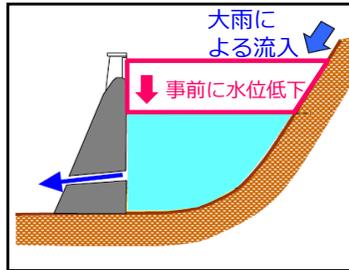
国営かんがい排水事業・水利施設整備事業（拡充）

～流域治水対策事業（型）の創設～

- 令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、防災・減災、国土強靱化への対応として「**流域治水**」が規定。河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策として進めることが必要とされ、一級水系及び二級水系において「**流域治水プロジェクト**」を策定。
- このため、**国営流域治水対策事業**及び**水利施設整備事業（流域治水対策型）**を創設し、**流域治水プロジェクトに位置付けられた農業用排水施設の整備**を可能とすることで、**流域治水の取組をより一層推進**。
（これに伴い、国営洪水調節機能強化事業及び水利施設整備事業（洪水調節機能強化型）は廃止。）

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。



〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕

【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策等

排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地

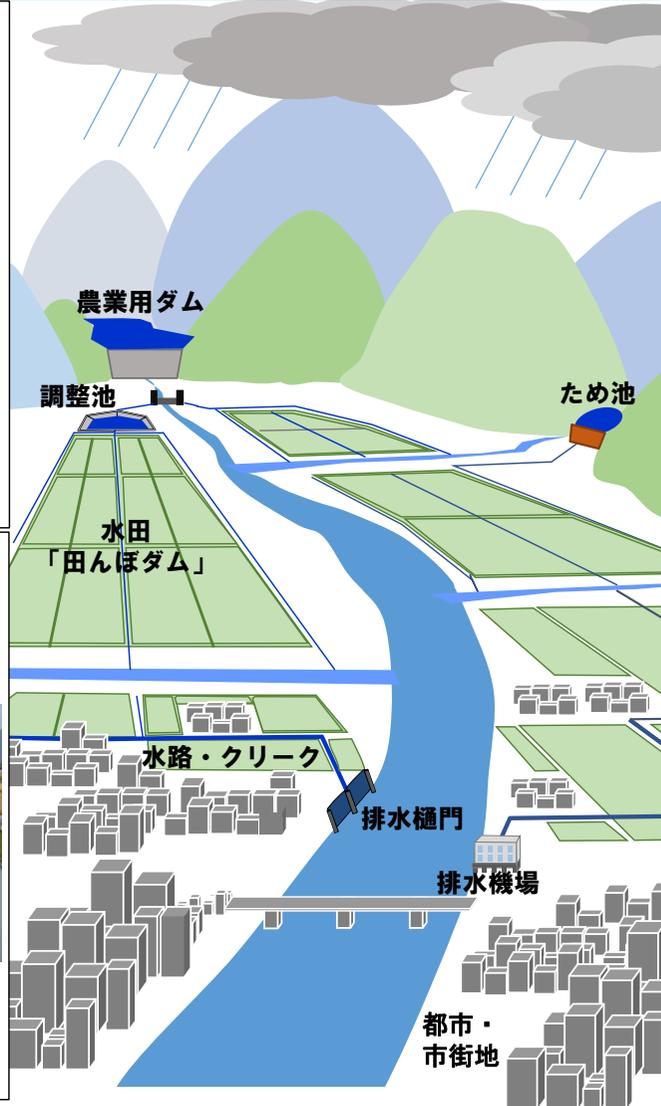


水路・クリーク



【施設の整備等】

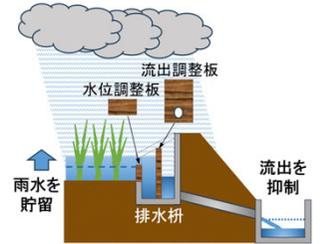
- 老朽施設改修、ポンプ増設、水管理システムの整備等



水田の活用（田んぼダム）※国営事業では対象外

- 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって湛水被害リスクを低減。

流出調整板設置の例



【施設の整備等】

- 「田んぼダム」の取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

スリット設置の例



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐き改修等

国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策・豪雨災害対策の拡充

～重要構造物に隣接する農業水利施設の一体的な整備～

- 基幹的農業水利施設の多くは、戦後から高度成長期にかけて整備されてきたことから、**老朽化が進行**。
- 施設の老朽化や頻発化・激甚化する自然災害の影響により、**突発事故や湛水被害のリスクが増大**。
- 特に、主要道路や鉄道等に隣接又はこれらを横断する施設については、自然災害や突発事故の発生により**損壊、機能停止等が発生した際に、人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある**。
- このため、既存の「地域防災対策」及び「豪雨災害対策」において、①国営事業で整備する施設の末端（100ha以上）からおおむね1km以内に存する施設であり、②施設の損壊、機能停止等が発生した場合に人命・財産等に甚大な被害が生じるおそれがある施設で、③国営事業で一体的に整備施工の方が経済的かつ効率的である場合には、**末端支配面積が20ha以上の施設であれば、国営事業で一体的に整備を可能とし、災害時のリスクを軽減**する。

※ 末端支配面積が20ha以上100ha未満の施設の整備に係る国費率については50%等（補助事業と同じ）とする。

末端受益100haの排水路からおおむね1km以内に存する重要構造物に隣接又は横断する末端受益20ha以上の施設まで一体的に整備

